

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 0  箇条 1 1.3.2  1.3.3  1.3.4	箇条 0 安全性の原則 設計者は、機器の通常動作状態だけでなく、起こる可能性がある故障状態、更に引き続き生じる故障、予見可能な誤使用、並びに温度、高度、汚損、湿気、及び主電源、ネットワーク線又はケーブル分配システムにおける過電圧のような外部からの影響を考慮しなければならない。  箇条 1 総則  1.3.2 機器の設計及び構造 機器は、通常使用状態、感電などの危険によって人体が傷害にさらされるリスクを減少し、機器内から発生する火災の拡大を防止するように設計し、組み立てなければならない。  1.3.3 電源電圧 機器は、接続を意図したいかなる電源電圧においても安全であるように設計しなければならない。  1.3.4 明確に規定していない構造 機器が、この規格で明確に規定していない技術、材料又は構造手法を含んでいる場合は、この規格によって一般的にもたらされる安全水準及びこの規格に含まれる安全原則以上の高い安全水準を備えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1	箇条 1 総則	
				1.6	1.6 電源インタフェース 手持形機器の定格電圧は、250 V 以下でなければならない。 中性線は、大地及び機器の器体から絶縁しなければならない。	
				箇条 2	箇条 2 危険からの保護	
				2.3.2	2.3.2 その他の回路及びアクセス可能部分からの TNV 回路の分離 SELV 回路、TNV-1 回路及びアクセス可能な導電部は、単一故障時に規定の電圧を越えないように、TNV-2 回路及び TNV-3 回路から分離しなければならない。	
				2.3.3	2.3.3 危険電圧からの分離 TNV 回路は、規定の構造の一つ以上の方法によって、危険電圧回路から分離しなければならない。	
2.4	2.4 制限電流回路（全細分箇条を含む。） 通常動作状態の下、及び機器内の単一の故障において、規定する限度値を超えないように設計しなければならない。					
2.5	2.5 有限電源 交流主電源によって動作する有限電源、又は負荷に供給しながら交流主電源によって充電を行う電池駆動の有限電源は、絶縁変圧器を組み込まなければならない。					

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				2.6.2	2.6.2 機能接地 アクセス可能な機能接地回路は、二重絶縁又は強化絶縁等によって機器の危険電圧部分から分離しなければならない。	
				2.6.4	2.6.4 端子 保護接地及びボンディング端子は、導体の偶然による緩みに対処するように設計しなければならない。	
				2.6.5	2.6.5 保護接地の完全性 保護ボンディング用のセルフタッピング及びスペーススレッドタイプのねじは、その接続部分をサービス中に外す必要があってはならない。保護ボンディング用のねじを通す場所の金属部分の厚さは、ねじ山のピッチの2倍以上でなければならない。	
				2.6.5.8A	2.6.5.8A クラス OI 機器の接地 保護接地用口出線付きプラグは、プラグの定格電圧が 150 V 以上の機器に用いてはならない。	
				箇条 3	箇条 3 配線、接続及び電源の供給 電氣的接続部は、適切な固定手段によってしっかりと固定されなければならない。	
				3.2	3.2 主電源への接続 (3.2.6 から 3.2.8 を除き、全細分箇条を含む。)	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				3.3	主電源への安全で信頼のおける接続を行うために、適切な接続手段をもつ設計でなければならない。 3.3 外部導体接続用の配線端子（3.3.4 及び 3.3.5 を除き、全細分箇条を含む。） 配線端子は、信頼のおける適切な電氣的及び機械的手段によって接続されなければならない。	
				3.4.5	3.4.5 可とう電源コードにあるスイッチ 断路用スイッチは、可とうコードに取り付けてはならない。	
				3.5	3.5 機器の相互接続（全細分箇条を含む。） 他の機器、アクセサリ又はネットワーク線と電氣的接続を行うことを意図した機器の相互接続の回路は、規定の要求事項に対する適合性を維持しなければならない。	
				箇条4	箇条4 物理的要求事項	
				4.3.2	4.3.2 ハンドル及び手動操作 ハンドル、ノブ、グリップ、レバー及びこれらに類するものは、通常使用時に緩まないような方法で確実に固定しなければならない。	
				4.3.3	4.3.3 調整可能なコントロール 異なる交流主電源の電圧を選択するためのデバイスのようなコントロールデバイスを手で調整して、間違った設定	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.3.4	<p>又は不注意な調整となり、危険が生じるおそれがある場合、機器は、その調整に工具の使用を必要とする構造でなければならない。</p> <p>4.3.4 部品の固定</p> <p>ねじ、ナット、座金、ばね又はこれらに類する部品は通常使用時に発生する機械的ストレスに耐えるように確実に固定しなければならない。</p>	
				4.3.5	<p>4.3.5 プラグ及び接続器による接続</p> <p>操作者又はサービス従事者が用いる可能性があるプラグ及び接続器は、差し間違いによって危険が生じるような方法で用いてはならない。</p>	
				箇条6	<p>箇条6 ネットワーク線への接続</p>	
				6.1	<p>6.1 機器内に生じる危険からの、ネットワーク線サービス従事者及びネットワーク線に接続する他の機器の使用者の保護</p>	
				6.1.1	<p>6.1.1 危険電圧からの保護</p> <p>ネットワーク線に直接接続する機器内部回路は、SELV回路又はTNV回路に関する要求事項に適合しなければならない。</p>	
				附属書 CC	<p>附属書 CC 集積回路 (IC) 電流制限器の評価</p>	
				CC.5	<p>CC.5 デバイスは仕様どおりに電流を制限するか、又は開</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					放しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.5.9.2  箇条 2 2.1.1.1  2.7  2.8.1 2.8.2  箇条 3	箇条 1 総則 1.5.9.2 VDR の保護 最大の連続電圧を超える短時間過電圧等に対する保護のために、適切な遮断容量をもつ遮断手段を VDR と直列に接続しなければならない。 箇条 2 危険からの保護 2.1.1.1 操作者アクセスエリアにおいて、充電部分への接触に対して十分な保護をもつため、インタロック等を用いて電源を遮断しなければならない。 2.7 一次回路における過電流及び地絡に対する保護（2.7.2 及び 2.7.6 を除き、全細分箇条を含む。） 過電流、短絡及び地絡に対し、一次回路に適切な保護デバイス、機器の一部又は建造物の設備の一部を用いて備えなければならない。 2.8.1 操作者アクセスエリアに危険が通常存在する場合は、安全インタロックを備えなければならない。 2.8.2 安全インタロックは、テストフィンガが危険部分に触れることができるところまでカバー、扉などが開かないうちに危険を除去する設計でなければならない。 箇条 3 配線、接続及び電源の供給	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				3.4	3.4 主電源からの遮断 (3.4.4、3.4.5、3.4.8、3.4.9 及び 3.4.11 を除き、全細分箇条を含む。) 機器には、主電源から遮断するために、適切な遮断デバイスを設けなければならない。	
				箇条 4	箇条 4 物理的要求事項	
				4.3.7	4.3.7 接地した機器の電熱素子 安全のために接地した機器の中に電熱素子をもつ機器に温度検知デバイスを備える場合は、電熱素子に電源を供給する全ての相導体に対して温度検知デバイスを配置しなければならない。	
				4.3.11	4.3.11 液体又は気体の容器 通常使用時に液体又は気体を収納している機器は、過度の圧力を生じる危険に対して適切な安全確保手段を組み込まなければならない。	
				4.6.3	4.6.3 防火用エンクロージャの扉又はカバー 防火用エンクロージャの一部に、操作者アクセスエリアの開閉を行う扉又はカバーは、インタロックを備えなければならない。	
				箇条 5	箇条 5 電気的要求事項及び異常状態の模擬	
				5.3	5.3 異常動作及び故障状態 (全細分箇条を含む。) 機器は、機械的若しくは電氣的な過負荷、故障、異常動作	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				附属書 M M.3.1	<p>又は不注意な使用によって、火災又は感電のリスクが生じないように適切な保護装置を設けなければならない。</p> <p>附属書 M 呼出シグナルに関する判断基準</p> <p>M.3.1 呼出シグナル（全細分箇条を含む。）</p> <p>呼出シグナルは、規定の値以上の電圧を発生してはならない。</p>	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.7  箇条 2 2.6 2.6.3.5  箇条 4 4.3.13.5.1	<p>箇条 1 総則</p> <p>1.7 表示及び指示（1.7.11 及び 1.7.12 を除き、全細分箇条を含む。）</p> <p>以下の表示及び指示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－電源定格表示</li> <li>－識別表示</li> <li>－安全性に関する指示及び表示、等</li> </ul> <p>箇条 2 危険からの保護</p> <p>2.6 接地及びボンディングの規定</p> <p>2.6.3.5 絶縁物の色</p> <p>機器とともに提供される電源コードの保護接地導体の絶縁物は、緑と黄との組合せでなければならない。</p> <p>箇条 4 物理的要求事項</p> <p>4.3.13.5.1 レーザ（レーザダイオードを含む）</p> <p>機器は、関連 JIS 規格に従って分類し、レーザに関する表</p>	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				附属書 DD  DD.2  附属書 JA  JA.1  JA.3	シラベルを貼らなければならない。  附属書 DD ラックマウント形機器の搭載手段に関する要求事項  DD.2 機械的強度試験、可変 N  棚には、その棚に加えることができる最大荷重を表示しなければならない。  附属書 JA シュレツダに対する要求事項  JA.1 表示及び取扱説明書  文書投入口の近傍の見やすい箇所に、規定の“消費者用警告図記号”の（一般注意）図記号及び規定の使用上の注意事項を表示しなければならない。  JA.3 分離用スイッチ  位置スイッチには、規定に基づいてオン及びオフ位置を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2  2.6.5.6  2.8	箇条 2 危険からの保護  2.6.5.6 耐腐食性  保護接地用端子及び保護ボンディング用端子並びに接続部に接触している導電部は、機器とともに提供される説明書に明示した動作、保管又は輸送時の環境条件において、電気化学反応による腐食が生じてはならない。  2.8 安全インタロック（2.8.4、2.8.5 及び 2.8.8 を含む。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条3 3.2.5.1  箇条4 4.5  4.6.5	<p>安全インタロックシステムは、機器の通常の寿命期間中に受ける機械的衝撃力及び振動に耐える耐久性を有し、たとえ故障した場合でも、極度の危険が生じない構造でなければならない。</p> <p>箇条3 配線、接続及び電源の供給</p> <p>3.2.5.1 交流電源コード</p> <p>可搬形機器のシールドを施したコードには、規定の可とう性試験に適合しなければならない。</p> <p>箇条4 物理的要求事項</p> <p>4.5 温度に関する要求事項</p> <p>機器の期待寿命の間の通常使用状態において、コンポーネント、部分、絶縁材及びプラスチック材料が、電氣的及び機械的特性が劣化してくることがあるという事実を考慮しなければならない。</p> <p>4.6.5 構造目的の接着剤</p> <p>規定に適合させるために施したバリア又はスクリーンを、接着剤を用いてエンクロージャの内側、又はエンクロージャ内部のその他の部分に固定する場合、当該接着剤は、製品寿命を通じて十分な接着特性をもたなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条2 2.7.6	箇条2 危険からの保護 2.7.6 サービス従事者に起こる可能性がある危険を警告す	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 き	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		箇条4 4.1 4.4 4.4.5.3 附属書 JA JA.1	るために適切な表示を機器に備えるか、又はサービス指示書の中にその内容を記載しなければならない。 箇条4 物理的要求事項 4.1 安定性 サービス従事者が操作している間、安定化手段が必要になる場合は、安定化手段は自動的に作動するか、又は安定化手段の設置をサービス従事者に指示する表示を備えなければならない。 4.4 危険な可動部に対する保護 4.4.5.3 サービス従事者が回転中のファンブレードとの接触を避けるために、ファンブレードの位置が識別できるように適切な表示及び必要なあらゆる指示を行わなければならない。 附属書 JA シュレツダに対する要求事項 JA.1 表示及び取扱説明書 文書投入口の近傍の見やすい箇所に、「子供が使用することによって、傷害などの危害が発生するおそれがある」旨を表示しなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条1 1.5	箇条1 総則 1.5 コンポーネント（全細分箇条を含む。） 次の部品等は、規定の要求事項に適合した適切な耐熱性、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き		する。		絶縁性等を有するものでなければならない。 ー温度調節器 ー変圧器 ー相互接続ケーブル ー絶縁を橋絡するコンデンサ ー絶縁を橋絡する抵抗器 ー IT 電力系統に関する機器内コンポーネント ーサージ抑制器 箇条2 危険からの保護 2.8.7 2.8.7 スイッチ、リレー及び関連回路(全細分箇条を含む。) 安全インタロックシステム内のスイッチは、規定の要求事項に適合しなければならない。 2.9.1 2.9.1 絶縁材料の特性 絶縁材料の選択及び使用に当たっては、電氣的、熱的及び機械的強度、動作電圧の周波数並びに動作環境(温度、気圧、湿度及び汚損度)を考慮しなければならない。 2.10 2.10 空間距離、沿面距離及び絶縁物を通しての距離 2.10.5 2.10.5 固体絶縁(2.10.5.2 及び 2.10.5.11 を除き、全細分箇条を含む。) 固体絶縁、絶縁コンパウンドで完全に充填している半導体デバイス、薄いシート及び巻線コンポーネント内の線等の		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				2.10.9	絶縁は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。 2.10.9 熱サイクル 規定の熱サイクル試験で、変圧器、磁器カブラ等の絶縁は、破壊されてはならない。	
				2.10.10	2.10.10 汚損度 1 環境及び絶縁コンパウンドについての試験 規定の熱サイクル処理、及び湿度処理後、絶縁材料に目に見える空隙、割れ目及び亀裂があってはならない。	
				2.10.11	2.10.11 半導体デバイス及び接合部についての試験 熱サイクル処理後、半導体デバイス及び接合部の絶縁材料に目に見える空隙、割れ目及び亀裂があってはならない。	
				箇条 3	箇条 3 配線、接続及び電源の供給	
				3.1.4	3.1.4 導体の絶縁 内部配線の各導体の絶縁被覆は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。	
				箇条 4	箇条 4 物理的要求事項	
				4.3.13.3	4.3.13.3 材料への紫外線 (UV) の影響 機器内でランプから放射される紫外線にさらされる非金属材料は、安全性に影響を受けない範囲で劣化に十分に耐えなければならない。	
				4.5.2	4.5.2 温度試験	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六條 続き				4.5.5	<p>コンポーネントの中及び機器の構造の中で用いる材料は、通常負荷の使用条件下で、温度がこの規格でいう安全な値を超えないように、選定しなければならない。</p> <p>4.5.5 異常発生熱に対する耐性</p> <p>熱可塑性樹脂部品に危険電圧部分を直接取り付ける場合、その樹脂部品は異常発生熱に耐えなければならない。</p>	
				附属書 K	附属書 K 温度調節器	
				K.1	<p>K.1 開閉容量</p> <p>サーモスタット及び温度制限器は、十分な開閉容量をもたなければならない。</p>	
				K.5	<p>K.5 温度過昇防止器の信頼性</p> <p>温度過昇防止器は、規定の動作試験後、確実に作動しなければならない。</p>	
				K.6	<p>K.6 動作の安定性</p> <p>サーモスタット、温度制限器及び温度過昇防止器は、通常使用時に生じる熱、振動などによって、その設定位置が顕著に変わらないような構造でなければならない。</p>	
				附属書 U	附属書 U 介在絶縁物なしで用いる絶縁巻線	
				U.2.1	<p>U.2.1 一般要求事項</p> <p>絶縁巻線は、規定の耐電圧及び耐熱特性に適合しなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2 2.1           箇条 3 3.4 3.4.4           箇条 4 4.2 4.2.1           4.2.7	箇条 2 危険からの保護  2.1 感電及びエネルギーによる危険に対する保護（全細分箇条を含む。）  使用者及びサービス従事者に対して、危険な充電部及び危険なエネルギー源への接触及び接近が出来てはならない。  箇条 3 配線、接続及び電源の供給  3.4 主電源からの遮断  3.4.4 充電部分が残存する部分  機器の内部に設けた遮断デバイスで、そのスイッチを切っても通電状態のままになっている電源側の部分は、サービス従事者が偶然に接触する可能性を少なくするように防護しなければならない。  箇条 4 物理的要求事項  4.2 機械的強度  4.2.1 一般要求事項  規定の機械的試験後、接地又は非接地導電エンクロージャは、危険エネルギーレベルが存在する部分を短絡してはならず、かつ、危険電圧の裸の部分に触れてはならない。  4.2.7 応力緩和試験  熱可塑性樹脂材料で成型又は成形したエンクロージャは、成型又は成形時の内部応力の解放によってその材料に収	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				4.6 4.6.1  箇条6 6.2 6.2.1	縮又はひずみが生じても、危険な部分が露出してはならない。 4.6 エンクロージャの開口 4.6.1 上面及び側面開口 可搬形機器のエンクロージャを除き、エンクロージャの上面及び側面の開口は、異物が開口を通して侵入し、裸の導電部分に接触し危険を生じないような位置にするか又は構造にしなければならない。 箇条6 ネットワーク線への接続 6.2 ネットワーク線からの過電圧に対する機器使用者の保護 6.2.1 分離要求事項 機器は、TNV-1回路又はTNV-3回路と機器の可触部分との間を適切に、かつ、電氣的に分離しなければならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条2 2.2  2.3 2.3.5	箇条2 危険からの保護 2.2 SELV回路（全細分箇条を含む。） SELV回路は、通常動作状態の下及び単一故障が生じた後のいずれの場合であっても、接触しても安全な電圧でなければならない。 2.3 TNV回路 2.3.5 外部要因によって発生する動作電圧の試験	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き					規定の試験電圧を受けた後、SELV 回路、TNV-1 回路又はアクセス可能な導電部は、接触しても安全な電圧でなければならない。	
				2.6	2.6 接地及びボンディングの規定	
				2.6.1	2.6.1 保護接地 機器のアクセス可能な導電部、機器の主保護接地端子に確実に接続しなければならない。	
				2.6.4	2.6.4 端子	
				2.6.4.2	2.6.4.2 保護接地及びボンディング端子 保護接地をもつことを要求する機器は、主保護接地端子をもたなければならない。	
				2.6.5	2.6.5 保護接地の完全性（2.6.5.6 を除き、全細分箇条を含む。） 保護接地は、適切に保護接地接続を確保しなければならない。	
				箇条 5	箇条 5 電气的要求事項及び異常状態の模擬	
				5.1.1	5.1.1 一般要求事項 機器は、タッチカレント又は保護導体電流のいずれから感電の危険が生じるおそれのない設計及び構造でなければならない。	
				5.1.8	5.1.8 ネットワーク線及びケーブル分配システムへのタッ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き					<p>チカレント並びにネットワーク線からのタッチカレント (全細分箇条を含む。)</p> <p>交流主電源より電力を受ける機器からネットワーク線又はケーブル分配システムへのタッチカレントは、規定の値を超えてはならない。</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条2 2.9.4  2.10.1.4  2.10.3  2.10.4	<p>箇条2 危険からの保護</p> <p>2.9.4 危険電圧からの分離</p> <p>アクセス可能な導電部分を危険電圧部分から分離する場合、絶縁は、その部分間の動作電圧又は該当する要求耐電圧に適した定格でなければならない。</p> <p>2.10.1.4 接続されていない導電部の介在</p> <p>コネクタの未使用接点などのような接続されていない導電部の介在によって、空間距離及び沿面距離を分割した場合、分割した各距離を合計した値は、規定する最小値を満足しなければならない。</p> <p>2.10.3 空間距離 (全細分箇条を含む。)</p> <p>空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧に対応した寸法にしなければならない。</p> <p>2.10.4 沿面距離 (全細分箇条を含む。)</p> <p>沿面距離は、実効値動作電圧及び汚損度に応じて、フラッ</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.5	<p>シュオーバ又は絶縁破壊を生じないような寸法にしなければならない。</p> <p>2.10.5 固体絶縁（全細分箇条を含む。）</p> <p>固体絶縁は、機器に侵入する過渡電圧を含む過電圧及び機器内で発生する可能性があるピーク電圧に対応した寸法にしなければならない。</p>	
				2.10.6	<p>2.10.6 プリント配線板の構造（全細分箇条を含む。）</p> <p>プリント配線板の外部表面上の導体間の絶縁は、規定の空間距離及び沿面距離の要求事項に適合しなければならない。</p>	
				2.10.7	<p>2.10.7 コンポーネントの外部接続部</p> <p>コンポーネントの外部接続部は、規定の分離距離の要求事項を満足しなければならない。</p>	
				2.10.8	<p>2.10.8 コーティングを施したプリント配線板及びコーティングを施したコンポーネントの試験（2.10.8.1 及び 2.10.8.2 を除き、全細分箇条を含む。）</p> <p>コーティングを施したプリント配線板及びコーティングを施したコンポーネントは、規定の耐電圧に耐えなければならない。</p>	
				箇条 3	<p>箇条 3 配線、接続及び電源の供給</p>	
				3.1.1	<p>3.1.1 電流定格及び過電流保護</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				<p>内部配線及び相互接続ケーブルは、通常負荷で機器を運転したときに流れる電流によって、導体の絶縁物とその最大許容温度を超えないように十分な大きさの断面積をもたなければならない。</p> <p>箇条4 4.3.9 油及びグリース</p> <p>4.3.10 じんあい、粉末、液体及び気体</p> <p>4.5.3 材料の温度限度</p> <p>箇条5 5.2 耐電圧（全細分箇条を含む。）</p>	<p>内部配線及び相互接続ケーブルは、通常負荷で機器を運転したときに流れる電流によって、導体の絶縁物とその最大許容温度を超えないように十分な大きさの断面積をもたなければならない。</p> <p>箇条4 物理的要求事項</p> <p>4.3.9 油及びグリース 内部配線、巻線、整流子、スリップリング及びこれらに類するもの並びに絶縁物全般が、油、グリース又はこれらに類する物質にさらされている場合、絶縁は劣化しないような適切な特性をもたなければならない。</p> <p>4.3.10 じんあい、粉末、液体及び気体 粉末、液体若しくは気体を用いる機器は、液体がこぼれる可能性がある部分の全ての絶縁に対して規定する耐電圧試験に耐えなければならない。</p> <p>4.5.3 材料の温度限度 材料及びコンポーネントの温度は、表4Bに規定する値を超えてはならない。</p> <p>箇条5 電气的要求事項及び異常状態の模擬</p> <p>5.2 耐電圧（全細分箇条を含む。） 機器に用いる固体絶縁物は、十分な耐電圧をもたなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				5.3.4	5.3.4 機能絶縁 機能絶縁に対する、沿面距離及び空間距離は、規定の要求事項を満足しなければならない。	
				5.3.7	5.3.7 故障状態の模擬 単一故障状態のコンポーネントに電源を供給する変圧器の温度は、規定する値を超えてはならない。	
				5.3.9	5.3.9 異常動作及び故障状態での適否の基準	
				5.3.9.1	5.3.9.1 試験中、熱可塑性以外の絶縁材料の温度は、規定の値を超えてはならない。	
				箇条6	箇条6 ネットワーク線への接続	
				6.1	6.1 機器内に生じる危険からの、ネットワーク線サービス従事者及びネットワーク線に接続する他の機器の使用者の保護	
				6.1.2	6.1.2 ネットワーク線の接地からの分離	
				6.1.2.1	6.1.2.1 ネットワーク線との接続を意図する機器内部回路と、使用方法によっては供試機器内で又は他の機器を介して接地される、部分又は回路部との間は、絶縁しなければならない。	
				箇条7	箇条7 ケーブル分配システムとの接続	
				7.4	7.4 一次回路とケーブル分配システムとの絶縁 一次回路とケーブル分配システムに接続する端子又はリ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				附属書 B  附属書 C	一ド線との絶縁は、規定の電圧サージ試験又はインパルス試験に耐えなければならない。  附属書 B 異常状態でのモータに対する試験（全細分箇条を含む。）  モータ巻線は、異常試験において、耐熱性に対する規定の温度を超えてはならない。  附属書 C 変圧器（全細分箇条を含む。）  変圧器は、過負荷試験において、耐熱性に対する規定の温度を超えてはならない。そして、絶縁は規定の空間距離及び沿面距離の値が要求最小値未満になるような変位があってはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3 3.5.1  3.5.4  箇条 4 4.3.7	箇条 3 配線、接続及び電源の供給  3.5.1 他の機器又はアクセサリへ接続するデータポートの SELV 回路は、規定する接続される側の機器の火災のリスクを制限しなければならない。  3.5.4 追加機器用のデータポート  追加機器又はアクセサリの火災のリスクを制限するために、追加機器又はアクセサリを接続するデータポートの SELV 回路は、有限電源から供給しなければならない。  箇条 4 物理的要求事項  4.3.7 接地した機器の電熱素子	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				4.3.8	<p>安全のために接地した機器の中に電熱素子をもつ場合は、地絡故障状態の下でも過熱による火災の危険がないように電熱素子を保護しなければならない。</p> <p>4.3.8 電池</p> <p>電池を内蔵する機器は、通常動作状態の下及び機器の中における単一故障が生じた後において、火災のリスクを低減するように設計しなければならない。</p>	
				4.3.12	<p>4.3.12 可燃性液体</p> <p>可燃性液体を機器で用いる場合、液体取扱いシステムは、火災又は爆発のリスクが減少するように、適切に格納するか、又は適切な構造でなければならない。</p>	
				4.5.3	<p>4.5.3 材料の温度限度</p> <p>可燃性液体の接する材料及びコンポーネントの温度は、規定する値を超えてはならない。</p>	
				4.6.2	<p>4.6.2 防火用エンクロージャの底面又は底面に位置する個別のバリア、及び底面にある開口は、燃焼物が防火用エンクロージャの外側に落ちないようにしなければならない。</p>	
				4.6.4	<p>4.6.4 可搬形機器の開口</p> <p>ペーパーリップ又はステープラの針などの小さな金属性物質が移動中に可搬形機器内部で動き回ることによる発火のリスクは、このような金属性物質が機器内部に入り、</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				4.6.4.2	火災の危険になるような裸の導電部を橋絡する可能性を最小限にする方法によって減じなければならない。 4.6.4.2 大きな開口部の評価 故障試験の間、非金属材料が発火したり、溶融金属の放出があったりしてはならない。	
				4.6.4.3	4.6.4.3 メタライズした部分の使用 15 VA を超える電力が取り出せる回路の故障試験を行ったとき、メタライズしたバリア又はエンクロージャが発火してはならない。	
				4.7.1	4.7.1 着火及び炎の拡散のリスクの減少 機器又は機器の一部に対し、材料、電線、巻線コンポーネント及び電子コンポーネントに影響を及ぼすおそれがある着火及び炎の拡散が生じないように、保護しなければならない。	
				4.7.2	4.7.2 防火用エンクロージャの条件 故障状態の下で、ある部分の温度が発火するほどになる場合、防火用エンクロージャを設けなければならない。	
				4.7.3	4.7.3 材料（全細分箇条を含む。） 防火用エンクロージャ、防火用エンクロージャの内外のコンポーネント、その他の部分、空気フィルタ組立品及び高電圧コンポーネントの材料は、適切な難燃性でなければな	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条 続 き				箇条5 5.3.1  5.3.9.1  附属書B	らない。 箇条5 電气的要求事項及び異常状態の模擬 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護 機器は、機械的若しくは電气的な過負荷、故障、異常動作又は不注意な使用によって、火災のリスクが生じないように設計しなければならない。 5.3.9.1 異常試験において、発火した場合でも、機器から外に延焼してはならない。 附属書B 異常状態でのモータに対する試験（全細分箇条を含む。） モータ巻線の異常試験において、発火してはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.5.1  4.5.4	箇条4 物理的要求事項 4.5.1 接触可能な部分が一定温度を超えないように防止しなければならない。 4.5.4 接触温度限度 操作者アクセスエリアにあるアクセス可能な部分の温度は、規定の値を超えてはならない。	
第十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計そ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条2 2.8.2	箇条2 危険からの保護 2.8.2 保護要求事項 惰性で動き続ける可動部であって、機械的危険が引き続き存在する場合は、カバー、扉などを取り外したり、開けた	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		他の措置が講じられるものとする。		2.8.8	<p>り、引き出したりするには、安全とみなせる水準に達するまで、事前に動きを減少しなければならない。</p> <p>2.8.8 機械的連動部</p> <p>機械的安全インタロックシステム内の連動部分が安全に関与している場合は、それが過度のストレスを受けないことを確保するための予防措置を施さなければならない。</p>	
				箇条3	箇条3 配線、接続及び電源の供給	
				3.1.2	<p>3.1.2 機械的損傷に対する保護</p> <p>配線経路は、導体の絶縁物に損傷を与えるおそれがないように、滑らかで、かつ、とがった縁があってはならない。</p>	
				3.1.3	<p>3.1.3 内部配線の固定</p> <p>内部配線は、絶縁被覆の損傷、過度な張力が加わらないように引き回し、保持、締付け又は固定を行わなければならない。</p>	
				3.1.5	<p>3.1.5 ビーズ及びセラミック絶縁物</p> <p>導体上のビーズ及びこれに類するセラミック絶縁物は、とがった縁又はとがった角に接触してはならない。</p>	
				3.2	3.2 主電源への接続	
				3.2.7	<p>3.2.7 機械的損傷に対する保護</p> <p>電源コードは、機器の内部若しくは機器表面、又はコード引込口の開口部若しくは引込ロブッシングにある、鋭利な</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				3.2.8	部分又は縁に接触しないようにしなければならない 3.2.8 コードガード 非着脱式電源コードをもち、かつ、手持形機器又は動作中に動かすことを意図した機器の電源コードの込口又はブッシングには、滑らかに角をとったつ（吊）り鐘状の開口部を備えなければならない。	
				3.2.9	3.2.9 電源配線用スペース 恒久接続用、又は一般用非着脱式電源コードの接続用に設けた電源配線用スペースのカバーは、電源導体又はその絶縁を損傷させるリスクなく取り付けることができなければならない。	
				箇条4	箇条4 物理的要求事項	
				4.1	4.1 安定性 機器及びユニットは、通常使用状態の下で操作者及びサービス従事者に危害を及ぼすおそれがあるような不安定な状態となってはならない。	
				4.2.9	4.2.9 高圧ランプ 高圧ランプの機械的エンクロージャは、通常使用時、又は操作者によるサービス時に操作者又は機器の近くにいる者に危険を及ぼさないように、ランプが爆発した場合、それを封じ込めるだけの十分な強度をもたなければならない	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条第1項 続き				4.3.1	い。 4.3.1 縁（エッジ）及び角（コーナー） 機器の縁又は角が、操作者に危険が生じるおそれがある場合は、丸め又は面取りの処理を施さなければならない。	
				4.3.6	4.3.6 ダイレクトプラグイン機器 ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。	
				4.4	4.4 危険な可動部に対する保護（全細分箇条を含む。） 傷害を与える可能性がある機器の危険な可動部は、危険を取り除くために適切な保護手段を備えなければならない。	
				附属書 JA JA.4	附属書 JA シュレツダに対する要求事項 JA.4 操作者アクセスエリアにおける保護 機械的エンクロージャのあらゆる開口部に対して、テストフィンガを特別な力を加えずに押し込み、テストフィンガは、危険な可動部に接触してはならない。	
第 十 一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 3 3.2.4 3.2.6	箇条 3 配線、接続及び電源の供給 3.2.4 機器用インレット 機器用インレットは、コネクタを抜き差しするとき、機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。 3.2.6 コード留め及びストreinリリース	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				<p>非着脱式電源コードをもつ機器は、コード留めを施さなければならない。</p> <p>箇条4 物理的要求事項</p> <p>4.2.1 機器は、十分な機械的強度をもち、かつ、予期される取扱いにおいて、この規格で意図する危険を引き起こさない構造でなければならない。</p> <p>4.2.8 ブラウン管</p> <p>160 mm を超える最大表示面寸法をもつブラウン管は、規定の機械的強度に関する要求事項に適合しなければならない。</p> <p>4.2.10 壁又は天井に取り付ける機器</p> <p>壁又は天井に取り付ける機器の取付手段は、適切な強度をもつものでなければならない。</p> <p>4.3.2 ハンドル及び手動操作</p> <p>ハンドル、ノブ、グリップ又はレバーに取り外すような軸方向に規定の引張力を加え、耐えなければならない。</p> <p>附属書 DD</p> <p>附属書 DD ラックマウント形機器の搭載手段に関する要求事項（全細分箇条を含む。）</p> <p>ラック内に設置し、保守時などに引き出すことができる質量 7 kg を超える機器の搭載手段に、規定の引張り力を加えたとき、搭載手段に傷害が生じるおそれがある変形があ</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					ってはならない。また、ストッパは、機器を安全な位置に維持し、かつ、機器がスライドレールの端を越えてすり抜けてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条2 2.9.1  箇条4 4.3.8  4.3.10	箇条2 危険からの保護 2.9.1 絶縁材料の特性 石綿（アスベスト）を含む材料は、絶縁物として用いてはならない。 箇条4 物理的要求事項 4.3.8 電池 電池を内蔵する機器は、通常動作状態の下及び機器の中における単一故障が生じた後において、化学物質の漏液のリスクを低減するように設計しなければならない。 4.3.10 じんあい、粉末、液体及び気体 じんあい（例 紙粉）を生じる機器、又は粉末、液体若しくは気体を用いる機器は、通常の動作、貯蔵、充填又は空になっている間に、濃縮、蒸発、漏れ、こぼれ又は腐食によって、これらの物質が危険な濃度に達しにくく、かつ、この規格でいう危険が起りにくい構造でなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置さ	■該当 □非該当	箇条4 4.3.13	箇条4 物理的要求事項 4.3.13 放射	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三 条続き	による危害の防 止	れているものとする。		4.3.13.1	4.3.13.1 機器は、放射による人体への有害な影響、及び安全性に関係ある材料の損傷のリスクを軽減するように設計しなければならない。	
				4.3.13.2	4.3.13.2 電離放射線を発生する機器は、操作者アクセスエリアの表面から 50 mm 離れた箇所での照射率は、規定値以下でなければならない。	
				4.3.13.4	4.3.13.4 人体の紫外線 (UV) への暴露 機器は、過度の紫外線を放射してはならない。	
				4.3.13.5.1	4.3.13.5.1 レーザ又はレーザダイオードは、規定の波長で、クラス 1 の被ばく放射限界に適合しなければならない。	
				4.3.13.5.2	4.3.13.5.2 光学的放射が規定する限度値を超える LED を含む機器は、規定の限度値を超える光学的放射が操作者アクセスエリアに現れる可能性を減らすための手段を備えなければならない。	
				附属書 H	附属書 H 電離放射線 電離放射線を放射するおそれがある機器は、操作者アクセスエリアの表面から 50 mm 離れた箇所での照射率は、規定値以下でなければならない。	
第十四 条	使用方法を考慮 した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される 無監視状態での運転においても、人体に危害 を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.3.8	箇条 5 電気的要求事項及び異常状態の模擬 5.3.8 無人使用を意図する機器 無人使用を意図する機器で、サーモスタット、温度制限器	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		ないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。			及び温度過昇防止器を備える機器、又は接点に並列に接続するコンデンサを、ヒューズ若しくは同様のものにて保護していない機器は、適切な保護機能を有し、異常動作及び故障状態でも機器を安全に保護しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条2 2.5 箇条4 4.4.1	箇条2 危険からの保護 2.5 有限電源 過電流保護デバイスを用いる場合、その保護デバイスは、ヒューズであるか又は調節不可能で自動復帰しない電気機械式デバイスでなければならない。 箇条4 物理的要求事項 4.4.1 傷害を与える可能性がある機器の危険な可動部は、人体への傷害のリスクを低減するように配置するか、囲うか、又は保護しなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条2 2.8.3 2.8.6	箇条2 危険からの保護 2.8.3 不慮の危険の再発生 安全インタロックは、カバー、防護物、扉などが閉位置以外の状態で、何かの拍子に危険が再び発生しないように設計しなければならない。 2.8.6 解除 サービス従事者が安全インタロックを解除する必要がある場合、作動させるために意図的な作業が必要なものでな	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き				箇条4 4.4 4.4.1	なければならない。 箇条4 物理的要求事項 4.4 危険な可動部に対する保護 4.4.1 傷害を与える可能性がある機器の危険な可動部は、不意の復帰によって危険が発生するおそれがある場合は、自動復帰形温度過昇防止器、過電流保護デバイス、自動タイマ起動装置などを組み込んで서는ならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.3.1  5.3.2	箇条5 電气的要求事項及び異常状態の模擬 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護 異常動作又は単一故障の後で、機器は操作者に対する安全性を維持しなければならない。 5.3.2 モータ 過負荷、回転子拘束などの異常状態の下で、危険が生じてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条1 1.5.5  1.6.2	箇条1 総則 1.5.5 相互接続ケーブル 機器の一部として備わっている相互接続ケーブルは、この規格の関連する要求事項に適合しなければならない。 1.6.2 入力電流 定常状態における機器の入力電流は、通常負荷をかけた状態で、定格電流の110%以下でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				箇条2	箇条2 危険からの保護	
				2.6.3	2.6.3 保護接地及び保護ボンディング導体 (2.6.3.5を除き、全細分箇条を含む。) 保護接地導体及び保護ボンディング導体は、十分な電流容量をもたなければならない。	
				2.7	2.7 一次回路における過電流及び地絡に対する保護 (2.7.2及び2.7.6を除き、全細分箇条を含む。) 過電流、短絡及び地絡に対し、一次回路に適切な保護デバイスを、機器の一部又は建造物の設備の一部を用いて備えなければならない。	
				箇条3	箇条3 配線、接続及び電源の供給	
				3.2.5.1	3.2.5.1 交流電源コード 電源コードは、規定する値以上の断面積の導体をもたなければならない。	
				3.3	3.3 外部導体接続用の配線端子	
				3.3.4	3.3.4 端子は、規定の公称断面積をもつ導体を接続できなければならない。	
				3.3.5	3.3.5 ピラー形、スタッド形又はねじ式の端子は、規定の最小寸法以上のものでなければならない。	
				箇条6	箇条6 ネットワーク線への接続	
				6.3	6.3 ネットワーク配線システムの過熱保護	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き					ネットワーク配線システムを介して、離れた場所の機器に電源を供給する機器において、機器から連続して流れる電流の値は、当該機器の設置説明書に指定された最小線径の電線に適した電流限度値を超えてはならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条2 2.10.3  箇条5 5.3.1	箇条2 危険からの保護  2.10.3 空間距離（全細分箇条を含む。） 空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧に対応した寸法にしなければならない。  箇条5 電氣的要求事項及び異常状態の模擬 5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護 機器は、機械的若しくは電氣的な過負荷、故障、異常動作又は不注意な使用によって、火災又は感電のリスクが生じないように設計しなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55022 等の規格を適用する。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示され	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条1 1.7.1.1	箇条1 総則  1.7.1.1 電源定格表示 操作者が設置することを意図した機器の場合、規定する電源定格表示は、操作者アクセスエリアで容易に見えなければ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九 条続き		るものとする。			ばならない。	
				1.7.6	1.7.6 ヒューズの識別 ヒューズ若しくはヒューズホルダの近傍又はヒューズホルダ表面にヒューズの定格電流を示す表示がなければならぬ。	
				1.7.7.2	1.7.7.2 交流主電源導体用端子 ねじ部などの、導体を接続する場合に取り外すおそれがある部分には、相識別等の表示を行ってはならない。	
				1.7.8.1	1.7.8.1 識別、配置及び表示 スイッチなどのコントロールに用いる表示及び指示は、スイッチ若しくはコントロールそのもの、又はその隣接位置になければならない。	
				1.7.9	1.7.9 複数電源の分離 サービス従事者が危険な部分にアクセスするときの入口近傍によく目立つように、どの電源遮断装置が機器全体を完全に分離し、また、どの電源遮断装置が機器の各部を分離できるのかを示す表示を行わなければならない。	
			1.7.11	1.7.11 耐久性 この規格で要求する表示は、耐久性があり、かつ、容易に判読できなければならない。		
			1.7.12	1.7.12 取り外すことができる部分		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				1.7.13	この規格で要求する表示は、取り替えることによって表示が誤解される可能性が生じる場合は、取外し可能な部品の表面に行ってはならない。 1.7.13 交換可能な電池 交換することができる電池を用いる機器で、かつ、間違っ た種類の電池に交換すると爆発が生じる可能性がある場 合は、適切な場所に注意表示を表示しなければならない。	
				箇条3	箇条3 配線、接続及び電源の供給	
				3.4.10	3.4.10 相互接続形機器 個々に電源接続できる相互接続するユニットには、そのユ ニットから全ての電力を取り除くために必要な事項を適 切に指示した、容易に人目に付くラベルをユニットごとに 備えなければならない。	
				3.4.11	3.4.11 複数の電源 複数の電源から電力を受けるユニットの遮断デバイスに は、そのユニットから全ての電源を取り除くために必要な 事項を適切に指示した、容易に人目に付く表示をしなけれ ばならない。	
				箇条4	箇条4 物理的要求事項	
				4.3.13.4	4.3.13.4 人体の紫外線（UV）への暴露 使用者及びサービス従事者がアクセスする全ての扉又は	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				4.4.2	<p>カバーに、サービス中に容易に見える場所に規定の警告表示がなければならない。</p> <p>4.4.2 操作者アクセスエリアにおける保護</p> <p>可動部分を停止するための警告手段は、目に付く場所に置き、容易に見ることができ、かつ、傷害によるリスクが最も大きい箇所からアクセス可能な位置に設置しなければならない。</p>	
				箇条5	<p>箇条5 電气的要求事項及び異常状態の模擬</p>	
				5.1.8.2	<p>5.1.8.2 ネットワーク線からのタッチカレントの総量</p> <p>他のネットワーク線機器と接続するために複数のネットワーク線接続ポートをもつ供試機器には、使用する適切な保護導体の情報を記載したラベルを、恒久接地接続部の近傍に貼らなければならない。</p>	
				附属書 JA	<p>附属書 JA シュレツダに対する要求事項</p>	
				JA.1	<p>JA.1 表示及び取扱説明書</p> <p>文書投入口の近傍の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすい用語によって、規定する図記号及び使用上の注意事項を表示しなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JISC 6950-1：2016

規格名：情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				